

## 第 23 回富士山世界文化遺産学術委員会議事録

日 時 令和 6 年 11 月 12 日(火)15 時 00 分～16 時 40 分  
会 場 都道府県会館 4 階 401 会議室

### 1 開会

静岡県スポーツ・文化観光部文化局 松田局長より挨拶

### 2 報告事項

#### (1)今夏の富士山の状況

事 務 局：資料 1 を説明

岡 田 委 員：9 ページの避難救助の数字は通年の数字か。また開山期間以外に遭難者が発生しているのか、教えてほしい。

事 務 局：開山期間中の数字である。閉山期での登山者もいるが、遭難者数については把握していない。

加 藤 委 員：13 ページの山梨県協力金受け入れ状況について、今夏から始まった規制によると、5 合目より下から徒歩で登山する、いわゆる規制区間を通らない方は、2,000 円を支払わなくてよいという仕組みになっていると思う。その方々が協力金の支払ってかれている率などはあるのか。あるいは入山料 2,000 円を支払ってなおかつ協力金 1,000 円を支払った人の人数は把握しているか。

事 務 局：1 合目からの登山者でも、県有登下山道として設定された区間を通過したら 2,000 円の通行料の支払いが必要である。したがって 1 合目から登山された方についても数値の中に入れており、協力率は全体として 53.1%という結果とである。

加 藤 委 員：料金徴収所はかならず通るということでよいか。

事 務 局：お見込みのとおりである。

加 藤 委 員：登山者の皆さんが 2,000 円を義務的に払わなければいけない。さらに、そのうち半数の方が、ボランティアに協力金の負担をして下さっているということ。

事 務 局：ご指摘のとおりである。

藤 井 委 員：5-6 ページのグラフは、登山者のカウントはどこで行っているか。

事 務 局：吉田口は 6 合目、その他静岡県側は 5 合目でカウントしている。

#### (2)来訪者管理計画の見直しの進捗状況

事 務 局：資料 2-1、2-2、2-3、2-4 を説明

(特に質疑なし)

#### (3)富士山包括的保存管理計画の改定

事 務 局：資料 3-1、3-2 を説明

加 藤 委 員：建前上申し上げると、富士山の世界文化遺産の管理利用保存も含めた管理に関しては、この包括的保存管理計画が上位計画である。富士山をどう管理していくか、この保存管理計画を見ると、大筋がわかり、それにしたがって、日本国、静岡県と山梨県、それから関係する環境省、文科省等が動いている。また市町村もこれを尊重しながら動いているということだが、現状は、関係の自治体、両県、あるいは環境省文科省等々も、矢継ぎ早に新しい対策をとっている。それは望ましいことである一方で、一步引いてはたから見ると、関係者がそれぞれ施策を打ち出しているが、富士山全体としてはどういう雰囲気にならっていくのか。今はどのような状況になっていると考えたらいいのか。発言している私本人も今の発言はあくまでも建前であって、各自治体各行政機関が、今向いてる方向が違うとは全く思っていないが、形をある程度整理するとした場合には、どこで一応今、全体としての意見調整が行われていると考えればいいのか。

事務局：最終的には遺産協議会が最終的な議決機関になり、学術委員会が議論の場であると考えている。今後各県の取組について報告するが、方向性自体の是非に係る問ももちろんあると思う。遺産協議会というのが最終的な議決機関になり、UNESCO に報告するような管理計画等の中身の話は、この学術委員会の中でご議論いただくことになる。そういった意味では最終的に決定機関は協議会の場だと考えている。

加藤委員：ただ今日の議題としては、今年度は計画について大きな変更は行わない、いろんな対策が行われているのでその現状等々を見ながらまた考えていきたいと思いますとなると、どちらが先かという問題になるので、少しここで突っ込んで、今の方向性って今みんながやっていることでいいのか、それとも特定の県や自治体が行っている中でそのままにしておく、ちょっと途中でおかしくなるかもしれないので少し注意すべきというようなことも、ここで一応何か気がつくことがあればやるのか。

事務局：この後も議題として設定してあるが、富士山の規制という形で多分、これまでの流れで言うとかかなり大きな転換点を迎えていく中で、その方向性自体がいいかについても、一つ議論があると考えている。この改定自体はもちろん富士登山だけではなく大きな視点、視野が必要である。静岡県としては目の前の登山規制に集中してるところはあるが、場合によって10年経つ中で、登山以外のところに課題が生じるというようなことがあれば、こういった場での議論を受け止めていく。

加藤委員：そもそも答えにくい形で質問、疑問を投げかけているので、どうしようもない。ある程度気づいた時点で言及しておく必要がある。さらには富士山の登山という観点で具体的に言うならば、例えば4,000人/日の妥当性を言い出すかもしれない。そういうことをそれなりに意識しておく必要がある。

稲葉委員：包括的保存管理計画の位置づけは加藤委員のご指摘のとおり。世界遺産来訪者管理計画もミニマムの改訂になるのは理解している。事務局の説明では、本格改定は登山管理の結果を見てという、長期的な視点はありますか？包括的保存案包括的保存管理計画の立ち位置については加藤委員のおっしゃるとおりで、これを1冊読めば、関係諸団体が何をすべきかということがわかると同時に、関連する国交省、文化庁、環境省の詳細を規定している計画がどこにあるかというリストもこれに入っているということだと思う。この包括的な保存管理計画は5年に1回改定することになっている。世界遺産委員会でも計画策定後10年も同じということではいけないということで、5年に1回ということになっている。同時に関連する来訪者管理計画というのも、やはり逐次改定していくことになる。情報が関連しているのでそれは同時である方がわかりやすい。今回は登山規制が始まりましたので、その結果を見ない限り、大きな改定ができないということは私も理解している。今年度末の改定は大変ミニマムになる。それから、来訪者管理計画もミニマムな改定で納めるというところは理解している。そうしますと、登山規制の実施の結果を見て、大きな改定を行うとすれば、それはいつになるか予定は見えているか。

事務局：そのあたりも今後また議論をいただくということにはなるかと思う。静岡県は規制については1年遅れている状況も鑑み、仮に来年度、静岡県が想定通り規制を行ったとすると、結果が見えてくるっていうのが2年後であるため、そこで評価をすることも考えられる。改定年度というのはかなり過渡期であり、それがトレンドとして定着するのかどうかを考えると、さらに1年は様子を見ることも考えられる。来年の数値を見ながらご議論いただくと考えている。

稲葉委員：5年後という計画期間を守っていけば2025年3月の次は2030年3月になるが、それが遠すぎるかどうかということはこの委員会で議論をしていくことになるでしょうか。

事務局：ご発言のとおりと考えている。

稲葉委員：意見集約の機関はどこがやるか。

加藤委員：富士山が世界遺産になるまで、かなり悪口言われていた。いろんな関係者がそれぞれ一生懸命やっているんだろうけど違う方を向いてどっちに向かっているか分からない。世界文化遺産になってから、全体を大きく管理するための計画を作ろうという話になって、ようやく、少なくともはたから見てこういう方向なんだなとい

うのが見えるようになった。ところが今、今度は皆さんが、富士山に関し同じ方向を向いて考えて、拍車をかけて一生懸命やり始めたが、この全体計画が追いつかなくなってきた。それはそれで、ある意味で良いことだが、全体として今の富士山に関する方向性について意見調整をしていることや、大筋の方向性が説明できるようになっていけばいいと思う。実際は既に実施しているのはわかっているが、例えば外国から見たとき、実施主体やどのような状況になっているかというのが分かるようなものを出せるのかということ。

稲葉委員：登山規制の結果が毎年出ているが、意見の集約は。

加藤委員：これは望ましい方向であるとかここに調整が必要であるなど議論すればいい。

稲葉委員：その前の意見集約の機会をどこでするかということですね。

加藤委員：両県だけではなくて関係自治体の皆さんがそれを見ながら、議論をすればいい。

稲葉委員：事務局はそれを踏まえまして対応を考えていただきたい。

岡田委員：世界遺産登録に際し、確か世界遺産委員会の勧告があって、ビジョンという言葉を使って作った文書があった。それについてフォローだとか、あるいは管理計画との関係を見直すとか、その辺の文書の位置づけはどうなるのか、どんなふうを考えてらっしゃるのか。

事務局：包括的保存管理計画を定期的に見直してきた経緯がある。包括的保存管理計画が大きく変わるとき、大枠のビジョンにどう影響が出てくるのか検証していくことになる。

稲葉委員：UNESCOから勧告が出て、それを答える形でビジョンというものを作った。基本的には5合目、6合目から上に登る人の規制、それから周辺の登山道の調査を含む富士山信仰の調査などをやったが、これを見直すかどうかは別にして、先ほど加藤委員が言われた富士山の今後のビジョンを明確にしていくことは、そこを見直すことと結局は同じこと。登録直後に作った富士山ビジョンはピンポイントで指摘に答えているので、現在それがどう解消されたのか、あるいは新たな別の計画が必要なのか。そのビジョンが反映されたものが包括になるわけだから、包括の最初にそれが出てくるものである。

#### (4) 今後の入山管理対策の方向性

事務局：資料4-1、4-2を説明

木下(直)委員：通行料と協力金の一本化も検討されているということだが、現状ではその通行料と協力金のその使い道は、どういうふうに使われているか。分れているのか。

事務局：山梨県では通行料と協力金のすみ分けをしっかりとっている。通行料に関しては、主に今回の規制に対するオペレーションの部分、それから安全対策経費が主なものになる。具体的に言うと県有登下山道の維持管理だとか、あるいは山中での巡回指導、安全誘導等の経費、それから今回ゲートを設置したので、ゲートの設置経費。将来的に安全対策という形で、下山道の付帯施設としてシェルターの設置なども考えており、来年よりそういったことにも取り組んでいこうと思っており、それらを今回の通行料という形で負担していただく。一方で協力金については、例えば救護所の運営、安全指導センター、仮設トイレ等の設置といったものに使っている。

木下(直)委員：かなりスタッフが増えているわけだが、人件費には充当していないのか。

事務局：オペレーションの一部なので、通行料を充当している。

木下(直)委員：静岡県が今検討中ということだが、登山道が多いということで、相当のスタッフを配置しないと回っていかないだろう。

事務局：静岡県側には3登山道あり、静岡県側には現状オペレーションを管理するような設備もないこともあり、その辺も含めて経費を算出しているが、かなりのコストがかかってくると考えている。したがって当県でも入山料という形での徴収を考えており、人件費等にも当てていく。今いくぐらいが妥当かというのを含めて検討している。先ほどありましたように協力金等の一本化も当然課題になってくると考えており、それを合わせたときにどれくらいのご負担をいただくかが、課題だと考えている。

加藤委員：山梨県は今年から入山料として2,000円を徴収してオペレーションコストに充当、

- 一方千円の歳入（協力金）については、大雑把に言うとどのような感じだったのか。
- 事務局：今回まず初年度であり、昨年度に必要と想定される経費を積み上げて、それを具体的な登山者数の推計で割り出し、1人2,000円という金額を決めた経緯がある。今回初めて実績が出てきたわけだが、正直申し上げると去年の積み上げが甘かったところもあり使用料等と協力金を全部加えますと、対外的にもお話をさせていただいているが、およそ3億6000万円の歳入という形である。使用料の通行料が3億円弱、そして協力金が約6000万円程度となっている。
- これを全ての事業にうまく当てられるかという点、若干実は足りない状況が生じている。しかしながら、これまではそこを県税等の一般財源で補ってきたことを踏まえ、その部分を受益者負担という登山者からの利用者負担という形でまかなえる部分が増えているということになる。
- 加藤委員：わかりやすく言うと県の負担は今までよりは減ってきてるけども、このいただくお金だけで富士山の利用者対策をやっていくことは、なかなかまだしんどい状況。
- 事務局：おっしゃる通り。今静岡県でも来季に向けて試算をされているということだが、人件費等々は今年度実はすごく苦勞した点である。こういった点について改めて今精査しており、適正な金額を検証していきたいと考えている。
- 北村委員：山梨県は今年2,000円の徴収と、それから16時以降の規制を同時にやった。16時以降規制というのは、弾丸登山に効果があったということか。2,000円規制の方は財政的に潤いと呼んだ。それぞれ目的が違う気がするが、そういう効果があったということではよろしいですね。
- 事務局：山梨県の規制導入の目的自体は過度な混雑の緩和と、弾丸登山の2点である。過度な混雑の緩和については、来訪者管理計画と同様の人数として4,000人という数字を設定した。そしてもう一点弾丸登山については、16時にゲートを閉めることによって、それ以降の休息をとらない無理な夜間登山を防止する形とした。大きくはこの目的に沿った規制は、その人数の制限と時間の制限になる。
- そして通行料は、あくまでも規制を行うため、あるいは安全な登山環境を整備するためのツールであり、使用料を取ることによって、人数の規制をしようという意図で行っているものではない。
- 北村委員：人数規制は4,000人をやった結果実際最大3,000人ぐらいだった。これは効果があったかなかったか、と思うか難しいところ。今後見ないと分からない。規制があることで登山をやめようと思った効果があったかもしれない。
- 事務局：ご指摘のとおり。確かに今夏は4,000人を超える日はなかったが、例年だと数日、4,000人を上回る日があったということで来訪者間計画とも整合を図って4,000人という数字にした。今回は一番多い日でも3,200人程度だったわけだが、人数の検証とは別に、携帯電話のGPS位置情報機能を活用した客観的な検証ということも山梨県では取り組んでいる。中間報告での情報からは、例年に比べ山頂部分の人と人との間の距離が、ある程度確保されているような状況になっているというふうに見受けられる。
- 加藤委員：資料4-2の2「規制の効果」の中で、「弾丸登山が疑われる夜間登山者数」令和6年708人、非常に減ってはいるが、この6合目で夜の7時から24時の間にカウントされたのはどういう人だのご理解しているか。
- 事務局：これは富士吉田市が調べた人数である。山小屋への宿泊者は対象外であり、入山料は徴収するが、16時以降も通行できる。ガイドツアーを申し込んでいる方が通過するケースや、5合目の宿に宿泊する方が夜間山頂に向けて登山するケースがある。5合目の宿泊者は、しっかりと高度順応や休息を取っていただき、仮眠等しっかりとっていただいた中で、山頂を目指していただいているということで、我々は規制の対象外としている。そういった方々がこの780人中には一定程度いらっしゃるだろうと考えている。
- 北村委員：2,000円は財政効果を生んだが、人数制限に寄与した可能性は？
- 事務局：検証難しいところだが、あくまでも2,000円で人数制限していこうという考えはないわけだが、結局結果的に、実際吉田口登山道の登山者数は16万から13万2000人

減少しているので、一定程度そういった効果もあると考える。例えば仮に金額をさらに高く設定していけば、やはり登山者への影響が出てくると当然考えている。人数制限を目的とした施策ではなく、検証は難しい。金額を仮に上げた場合は、登山者数に影響すると考える。

### (5)「富士登山鉄道構想」の進捗状況

事務局：資料5を説明

稲葉委員：HIAの結果をご報告する段階にないとの説明だが、HIAのシステムを決めたはずだが、そのHIAにも入っていないという判断か。

事務局：計画段階におけるHIAをお示しする段階ではないと申し上げたところ。

稲葉委員：LRT以外の方式でないと無理だという認識か。

事務局：いくつか課題はあるがLRTでできないことはない。他のシステムを平行して検討しているので、また報告したい。

岡田委員：基本的にLRTのイメージとしては、現在の自動車道を最大限利用するという前提と理解しているが、示されている今の自動車道の勾配は最大88%という数字になっているのか。

事務局：現在の富士スバルラインの最大傾斜である。この勾配で算出した結果、問題なしとの結果。

加藤委員：この報告は事業者からの報告なのか。アセスメントが始まったら、アセスメント実施主体である山梨県から報告があるのか。

事務局：この中間報告は、山梨県が独自に登山鉄道構想の中で調査検討を発注した業者受託者からの報告を県がまとめたもの。委員ご指摘のアセスメントあるいは先ほどお答えしたHIA、事業計画段階のHIA、実施段階のHIA、別途しっかりと行っていく。

加藤委員：山梨県がコンサルタントに発注されたときの山梨県の立場は、こういう話があるので調べて情報が欲しい、という行政機関としての立場なのか。それとも事業者として情報を発注しているのか。

事務局：富士山登山鉄道構想の策定者である山梨県として発注している。

北川委員：令和6年度の意見交換ではどのような意見が出たか。

事務局：富士山の自然を壊さないでほしいというのが主な意見。ただ先ほど委員のご質問にもあったが、スバルラインの現状の道路を使ってそこに軌道を設置するというものであると、その軌道を設置するのが自然破壊ということであれば、自然破壊をするなというのが、大半の意見である。

## 3 議事事項

### (1)経過観察指標に係る年次報告書(案)について

事務局：資料6を説明

木下(直)委員：5ページの文化財届出件数のコメント⑤富士山城「頂上付近のブル道で古銭を発見→古銭を回収し保管」について、毀損ではないのでは。

事務局：富士宮市からの報告によると、富士宮口で、滅失等届で史跡名勝天然記念物が毀損したので届け出があったもの。天元通宝を発見して回収、ブルドーザーの通行によってこれが地表面に露出したものと考えられ、毀損の場合は名勝や天然記念物とその保存上受ける影響を書くことになっている。天元通宝が史跡の価値を表すものとして重要であると考えられるが、そのままにしておくと、ブルドーザーの通行の際に破壊される危険があったということで、文化財の価値の毀損を防ぐため、改修箇所状況記録の上、回収応急処置としてその場から回収したとのこと。

木下(直)委員：何が毀損されたのかよく分からない。

稲葉委員：古銭に価値があるのではなく、古銭があることで道路が毀損するということ。

事務局：古銭に価値があるかもしれないので古銭の価値も保全し、かつ道路を毀損する可能性もあり、古銭も壊れてしまうかもしれないので回収をしたと記載がある。

木下(直)委員：富士山山頂付近は名勝、文化財だからそこから古銭が出てきたということは、名勝を若干毀損したということになる。

事務局：詳細は改めて確認する。

木下(直)委員：昔の登山者の痕跡かもしれないので、古銭それ自体に文化財的な価値はあると考える。ここに表記するかどうかってのはちょっと検討してほしい。

事務局：詳細は確認はまた整理して、載せるのが適切ということであれば説明ができるようにする。

#### 4 閉会